



(号外) 独立行政法人国立印刷局

一	平成18年6月30日	金曜日	〔省令〕	
			〔告示〕	〔告示〕
二	○財務省組織規則の一部を改正する省令(財務四七)	○環境省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(環境二一)	○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件(総務三七八)	○高度専門士の称号の付与に關し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件(同八八)
三	○厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(同一三四)	○医療法施行規則の一部を改正する省令(同一三三)	○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第四条第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなつた特定特恵鉱工業製品等及び月を告示する件(財務二六二)	○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成六年法律第七十八号)第四条第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針を定める件(同九〇)
四	○独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(同一三五)	○厚生労働省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金であることができる事務所を定める件の一部を改正する件(同二六三)	○基本診療料の施設基準等の一部を改正する件(厚生労働四〇〇)	○介護保険法施行規則附則第二十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件(同四〇五)
五	○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令(同一三六)	○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件(同四〇一)	○介護保険法施行規則附則第二十七条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額を定める件(同四〇七)	○次世代育成支援対策推進法第二十三条第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進センターを指定した件(同四〇三)
六	○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(同一三七)	○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金であることができる事務所を定める件の一部を改正する件(同二六四)	○介護保険法施行規則附則第二十七条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額(同四〇八)	○平成十八年度就学義務猶予免除者の中学卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
七	(同四〇二)	○要介護被保険者等である患者に付て療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件(同四〇九)	○学校教育法施行規則第七十条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示(同八七)	○平成十八年度就学義務猶予免除者の中学卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
八	(同四〇四)	○農林水産省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六一)	○農林水産省の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示(同八七)	○平成十八年度就学義務猶予免除者の中学卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
九	(同四〇五)	○国土交通省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(国土交通七三)	○農林水産省の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示(同八七)	○平成十八年度就学義務猶予免除者の中学卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
十	(同四〇六)	○環境省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令(環境二一)	○電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件(総務三七八)	○平成十八年度就学義務猶予免除者の中学卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
十一	(同四〇七)	○厚生労働省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金であることができる事務所を定める件の一部を改正する件(同二六三)	○高度専門士の称号の付与に關し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件(同八八)	○平成十八年度就学義務猶予免除者の中学卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
十二	(同四〇八)	○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金であることができる事務所を定める件の一部を改正する件(同二六四)	○高度専門士の称号の付与に關し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件(同八八)	○平成十八年度就学義務猶予免除者の中学卒業程度認定試験の施行期日等を定める件(文部科学八六)
十三	(同四〇九)	(以下次のページへ続く)		





十八年法律第二百三十三号) 第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。) その他の要介護者、要支援者その他の人を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。) を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転換病床」という。)に係る病室に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十日までの間に限る。)は、第十六条第一項第十一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「一・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二条 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十日までの間に限る。)は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、該特定数から五十ニを減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

一 転換病床以外の精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数

二 転換病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数

三 精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。)の数を二、五(耳鼻いんこう科又は眼科については、五)をもつて除した数

四 外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。)の数

第五十条第一項の規定により法第七条第二項の許可を受けた病院であつて、前項の規定の適用を受けるものについての第五十条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは、「第五十二条第一項」とする。

転換病床のみを有する病院に係る第一項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「第二号及び第四号」と「五十二までは三」とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは、「三十六までは二」とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

3 第二条

4 第四号

5 第五号

6 第六号

7 第七号

8 第八号

9 第九号

10 第十号

11 第十一号

12 第十二号

13 第十三号

14 第十四号

15 第十五号

16 第十六号

17 第十七号

18 第十八号

19 第十九号

20 第二十号

21 第二十一号

22 第二十二号

23 第二十三号

24 第二十四号

25 第二十五号

26 第二十六号

27 第二十七号

28 第二十八号

29 第二十九号

30 第三十号

31 第三十一号

32 第三十二号

33 第三十三号

34 第三十四号

35 第三十五号

36 第三十六号

37 第三十七号

38 第三十八号

39 第三十九号

40 第四十号

41 第四十一号

42 第四十二号

43 第四十三号

44 第四十四号

45 第四十五号

46 第四十六号

47 第四十七号

48 第四十八号

49 第四十九号

50 第五十号

51 第五十一号

52 第五十二号

53 第五十三号

54 第五十四号

55 第五十五号

56 第五十六号

57 第五十七号

58 第五十八号

59 第五十九号

60 第六十号

61 第六十一年

62 第六十一年

63 第六十一年

64 第六十一年

65 第六十一年

66 第六十一年

67 第六十一年

68 第六十一年

69 第六十一年

70 第六十一年

71 第六十一年

72 第六十一年

73 第六十一年

74 第六十一年

75 第六十一年

76 第六十一年

77 第六十一年

78 第六十一年

79 第六十一年

80 第六十一年

81 第六十一年

82 第六十一年

83 第六十一年

84 第六十一年

85 第六十一年

86 第六十一年

87 第六十一年

88 第六十一年

89 第六十一年

90 第六十一年

91 第六十一年

92 第六十一年

93 第六十一年

94 第六十一年

95 第六十一年

96 第六十一年

97 第六十一年

98 第六十一年

99 第六十一年

100 第六十一年

101 第六十一年

102 第六十一年

103 第六十一年

104 第六十一年

105 第六十一年

106 第六十一年

107 第六十一年

108 第六十一年

109 第六十一年

110 第六十一年

111 第六十一年

112 第六十一年

113 第六十一年

114 第六十一年

115 第六十一年

116 第六十一年

117 第六十一年

118 第六十一年

119 第六十一年

120 第六十一年

121 第六十一年

122 第六十一年

123 第六十一年

124 第六十一年

125 第六十一年

126 第六十一年

127 第六十一年

128 第六十一年

129 第六十一年

130 第六十一年

131 第六十一年

132 第六十一年

133 第六十一年

134 第六十一年

135 第六十一年

136 第六十一年

137 第六十一年

138 第六十一年

139 第六十一年

140 第六十一年

141 第六十一年

142 第六十一年

143 第六十一年

144 第六十一年

145 第六十一年

146 第六十一年

147 第六十一年

148 第六十一年

149 第六十一年

150 第六十一年

151 第六十一年

152 第六十一年

153 第六十一年

154 第六十一年

155 第六十一年

156 第六十一年

157 第六十一年

158 第六十一年

159 第六十一年

160 第六十一年

161 第六十一年

162 第六十一年

163 第六十一年

164 第六十一年

165 第六十一年

166 第六十一年

167 第六十一年

168 第六十一年

169 第六十一年

170 第六十一年

171 第六十一年

172 第六十一年

173 第六十一年

174 第六十一年

175 第六十一年

176 第六十一年

177 第六十一年

178 第六十一年

179 第六十一年

180 第六十一年

181 第六十一年

182 第六十一年

183 第六十一年

184 第六十一年

185 第六十一年

186 第六十一年

187 第六十一年

188 第六十一年

189 第六十一年

190 第六十一年

191 第六十一年

192 第六十一年

193 第六十一年

194 第六十一年

195 第六十一年

196 第六十一年

197 第六十一年

198 第六十一年

199 第六十一年

200 第六十一年

201 第六十一年

202 第六十一年

203 第六十一年

204 第六十一年

205 第六十一年

206 第六十一年

207 第六十一年

208 第六十一年

209 第六十一年

210 第六十一年

211 第六十一年

212 第六十一年

213 第六十一年

214 第六十一年

215 第六十一年

216 第六十一年

217 第六十一年

218 第六十一年

219 第六十一年

220 第六十一年

221 第六十一年

222 第六十一年

223 第六十一年

224 第六十一年

225 第六十一年

226 第六十一年

227 第六十一年

228 第六十一年

229 第六十一年

230 第六十一年

231 第六十一年

232 第六十一年

233 第六十一年

234 第六十一年

235 第六十一年

236 第六十一年

237 第六十一年

238 第六十一年

239 第六十一年

240 第六十一年

241 第六十一年

242 第六十一年

243 第六十一年

244 第六十一年

245 第六十一年

246 第六十一年

247 第六十一年

248 第六十一年





## 五 研究機能等の構築

特定高速電子計算機施設が最大限に活用されるとともに、計算科学技術の分野における将来的な継続的な発展が確保されるためには、本施設を活用することにより高度な研究及び人材育成に関する機能等を構築することが重要である。

このため、本施設の将来展望や利用者のニーズ等を踏まえつつ、理化学研究所及び登録機関等の関係機関が適切な役割分担のもと研究及び人材育成に関する機能を果たしていくこととする。

## 第四 特定高速電子計算機施設の運営に関する事項

特定高速電子計算機施設の共用に当たっては、グリッド技術等を活用し、地理的に離れた計算資源を連携させて利用できること、各種データの取得、蓄積及び有効活用等を容易に行えること、利用者に対する窓口の一元化及び手続きの簡素化が行われること等、多くの研究者等にとって使いやすい運営が行われることが重要である。また、本施設から優れた成果が創出されるような運営が行われることも重要である。

## ○厚生労働省告示第四百四〇

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十一号）に基づき、基本診療料の施設基準等（平成十八年厚生労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者（以下「別表第五の二の患者」という）と別表第五の三の一及び二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者（以下「別表第五の三の患者」という）との合計が八割以上である病棟（平成十八年六月二十日において現に特殊疾患療養病棟入院料を算定している療養病棟（平成十八年九月三十日までに限る）及び第十一の五に規定する病棟の看護職員を除く）」を加える。

第五の三に次のように加える。

## (2) 療養病棟入院基本料2の施設基準等

イ 療養病棟入院基本料2の注1に規定する入院基本料の施設基準

- ① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すことによって相当する数以上である」とする。
- ② 看護を行なう看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合は、各病棟における夜勤を行なう看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、「二十五又はその端数を増すことによって相当する数以上である」とする。

このため、適時にかつ適切に利用者のニーズ等を反映させつつ、今後運用段階までに本施設が効率的かつ効率的に活用されるよう適切な運営方針について定めることとする。

また、運営に係る業務の実施に当たっては、透明性を確保しつつ、公正な手続きにのっとつて、全体的な施設の運営が効率的かつ効率的に行われるようにするとともに、理化学研究所と登録機関が適切に連携を図つていくこととする。

第五 その他特定高速電子計算機施設の共用の促進に際し配慮すべき事項

特定高速電子計算機施設は、我が国における計算科学技術を始めとした科学技術全体の振興に貢献することが重要である。このため、本施設と大学・研究機関等のスーパーコンピュータを始めとする計算環境との適切な役割分担及び有機的な連携を図つていくこととする。

特に、既に我が国において開発され、成果をあげている地球シミュレータについては、アプリケーション作成における活用等、本施設の整備・運営等に当たって積極的な連携が図られることが重要である。

## 附 則

この基本的な方針は、平成十八年七月一日から施行する。

③ 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師である」とする。

① 入院基本料A  
1 当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合（以下「この口において「特定患者八割以上の場合」という。）にあっては、次のいずれにも該当するものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟（以下この口において「二十対一配置病棟」という。）に入院している別表第五の二の患者

2 当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者との合計が八割以上である場合（以下「この口において「特定患者八割以上の場合」という。）にあっては、

未満である場合（以下「この口において「特定患者八割未満の場合」という。）にあっては、

## 別表第五の二の患者

2 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことによって相当する数以上である」とする。

1 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことによって相当する数以上である」とする。

3 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことによって相当する数以上である」とする。

1 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師である」とする。

2 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことによって相当する数以上である」とする。

3 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことによって相当する数以上である」とする。

1 入院基本料B  
1 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く）の数が二十又はその端数を増すことによって相当する数以上である」とする。

2 特定患者八割以上の場合にあっては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く）であつて、ADLの判定基準による判定が十一点以上であるもの

1 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く）の数が二十又はその端数を増すことによって、ADLの判定基準による判定が十一点以上であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあっては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く）であつて、ADLの判定基準による判定が十一点以上であるもの

1 入院基本料C  
1 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の二の患者又は別表第五の二の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点未満であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあっては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者（別表第五の二の患者を除く）であつて、ADLの判定基準による判定が十一点以上のもの

1 入院基本料D  
1 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の二の患者又は別表第五の二の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点未満であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあっては、二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点以上のもの

1 入院基本料E  
1 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の二の患者又は別表第五の二の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点未満であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあっては、二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点以上のもの

1 入院基本料F  
1 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の二の患者又は別表第五の二の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点未満であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあっては、二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点以上のもの

1 入院基本料G  
1 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の二の患者又は別表第五の二の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点未満であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあっては、二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が十一点以上のもの

## (5) 入院基本料E

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの。
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの、又は次のいずれかに該当しないものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者

(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(2) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

(3) 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一に相当する数以上であることとする。

(4) 療養病棟入院基本料2に含まれる費用並びに含まれない薬剤及び注射薬の費用を算定する患者に対する費用を含む)を算定する患者に対する費用を含む)は、当該入院基本料に含まれるものとし、同表に掲げる薬剤及び注射薬は、当該入院基本料に含まれるものとする。

二 療養病棟入院基本料2の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態  
認知機能障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態

## 第六の三に次のように加える。

## (3) 有床診療所療養病床入院基本料2の施設基準等

## イ 有床診療所療養病床入院基本料2の注1に規定する入院基本料の施設基準

- ① 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が六又はその端数を増すこととに一以上であること。
- ② 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が六又はその端数を増すこととに一以上であること。

## ロ 有床診療所療養病床入院基本料2の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

## ① 入院基本料A

1 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合(以下この口において「特定患者八割未満の場合」という)にあつては、別表第五の二の患者

2 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合(以下この口において「特定患者八割以上の場合」という)にあつては、別表第五の二の患者

1 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合に届け出ている別表第五の二の患者

(1) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すこととに一以上であること。

(2) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すこととに一以上であること。

## 四 入院基本料D

## 五 入院基本料C

## (2) 入院基本料B

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く)であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの。
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く)であつて、ADLの判定基準による判定が二十一点未満であるもの

(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十四又はその端数を増すこととに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(2) 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十四又はその端数を増すこととに一に相当する数以上であることとする。

(3) 療養病棟入院基本料2に含まれる費用並びに含まれない薬剤及び注射薬の費用を算定する患者に対する費用を含む)を算定する患者に対する費用を含む)は、当該入院基本料に含まれるものとする。

二 有床診療所療養病床入院基本料2の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態  
認知機能障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態

## 第六の三に次のように加える。

## (3) 有床診療所療養病床入院基本料2の施設基準等

## イ 有床診療所療養病床入院基本料2の注1に規定する入院基本料の施設基準

- ① 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すこととに一以上であること。
- ② 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すこととに一以上であること。

## ロ 有床診療所療養病床入院基本料2の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

## ① 入院基本料A

1 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合(以下この口において「特定患者八割未満の場合」という)にあつては、別表第五の二の患者

2 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合(以下この口において「特定患者八割以上の場合」という)にあつては、別表第五の二の患者

1 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合に届け出ている別表第五の二の患者

(1) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すこととに一以上であること。

(2) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すこととに一以上であること。

## 四 入院基本料D

## 五 入院基本料C

## (5) 入院基本料E

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く)であつて、ADLの判定基準による判定が二十一点未満であるもの。
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く)であつて、ADLの判定基準による判定が二十二点未満であるもの

(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十四又はその端数を増すこととに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(2) 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十四又はその端数を増すこととに一に相当する数以上であることとする。

(3) 療養病棟入院基本料2に含まれる費用並びに含まれない薬剤及び注射薬の費用を算定する患者に対する費用を含む)を算定する患者に対する費用を含む)は、当該入院基本料に含まれるものとする。

二 有床診療所療養病床入院基本料2の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態  
認知機能障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態

## 第六の三に次のように加える。

## (3) 有床診療所療養病床入院基本料2の施設基準等

## イ 有床診療所療養病床入院基本料2の注1に規定する入院基本料の施設基準

- ① 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すこととに一以上であること。
- ② 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すこととに一以上であること。

## ロ 有床診療所療養病床入院基本料2の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分

## ① 入院基本料A

1 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合(以下この口において「特定患者八割未満の場合」という)にあつては、別表第五の二の患者

2 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合(以下この口において「特定患者八割以上の場合」という)にあつては、別表第五の二の患者

1 当該有床診療所の療養病床の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合に届け出している別表第五の二の患者

(1) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すこととに一以上であること。

(2) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病床の入院患者の数が四又はその端数を増すこととに一以上であること。

## 四 入院基本料D

## 五 入院基本料C

五 平成十八年六月三十日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定する病棟であつて、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第五の三の(2)イに該当するものとみなす。

(1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すことの一以上であること。

(2) 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上が看護職員であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかわらず、一以上であることとする。

(3) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

六 平成十八年六月三十日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定する診療所である保険医療機関であつて、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第六の三の(3)イに該当するものとみなす。

(1) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床の入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。

(2) 当該有床診療所に雇用され、その療養病床に勤務することとされている看護職員の数は、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上であること。

別表第五中「投薬及び注射薬」を「薬剤及び注射薬」に改め、同表の二中「関節喉頭鏡下喉頭処置」を「間接喉頭鏡下喉頭処置」に改め、同表の三中「投薬」( )を「薬剤」( )に改め、同表の四中「及び」を「、「」に改め、「あるものに対し投与された場合に限る。」の下に「及び疼痛コントロールのための医療用麻薬」を加え、同表の次に次の二表を加える。

別表第五の二 療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2の入院基本料Aに係る疾患及び状態

### 一 対象疾患の名称

#### スモン

対象となる状態 医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態 中心静脈栄養を実施している状態

二十四時間持続して点滴を実施している状態 人工呼吸器を使用している状態 ドレーナン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態

感染症の治療の必要性から隔壁室での管理を実施している状態

別表第五の三 療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病床入院基本料2の入院基本料B及び入院基本料Cに係る疾患及び状態等

一 対象疾患の名称  
筋ジストロフィー症

多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、バーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、バーキンソン病（ホーリン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）その他の難病（スモンを除く。）

脊髄損傷（頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。） 慢性閉塞性肺疾患（ヒューリ・ジョーンズの分類がⅣ度の状態に該当する場合に限る。） 悪性腫瘍（医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。） 対象となる状態

肺炎に対する治療を実施している状態 尿路感染症に対する治療を実施している状態

傷病等によるリハビリテーションが必要な状態（原因となる傷病等の発症後、三十日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。）

脱水に対する治療を実施している状態 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態

頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態

褥瘡に対する治療を実施している状態（皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が一箇所以上に認められる場合に限る。）

末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態 せん妄に対する治療を実施している状態

うつ症状に対する治療を実施している状態 他者に対する暴行が毎日認められる状態

人工呼吸、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態 経鼻管や胃管等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態

一日八回以上の喀痰吸引を実施している状態 気管切開又は気管内挿管が行われている状態（発熱を伴う状態を除く。）

頻回の血糖検査を実施している状態 創傷（手術創や感染創を含む。）、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態

三 対象となる患者 次に掲げる保険医療機関の療養病棟であつて、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料又は特殊疾患入院施設管理加算を算定する療養病棟に入院している患者（重度の肢体不自由児（者）又は知的障害者に限る。）

(1) 児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設

(2) 児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設

(3) 児童福祉法第二十七條第二項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第四項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの

別表第六の二の(1)中「ステージ3」を「ステージ3」に改める。  
別表第十一の次に次の二表を加える。  
別表第十二

### 別表第十二

#### 筋ジストロフィー症

筋ジストロフィー症  
多発性硬化症  
重症筋無力症

七八

バーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、バーキンソン病（ホーリン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）

**多系統萎縮症**（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）  
**ブリオン病**（クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカン病）  
**致死性家族性不眠症**

厚生労働省告示第四百一号  
診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）第一号ただし書及び特定療養費に

並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日より適用する。  
（一）療養に要する費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第二百一号）第二項並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第三百八号）別表4から6まで及び12から14までの規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の

適用する。  
平成十八年六月三十日  
別表に次のように加える。

284	市立旭川病院	1.0745
285	岩手医科大学附属循環器医療センター	1.0082

286	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	0.9751
287	仙台市立病院	0.9597

288	財團法人 腦神經疾患研究所附屬 総合南東北病院	1.0432
289	公立藤田総合病院	0.9298

290	自治医療大学附属大宮医療センター	1.0842
291	日本医科大学千葉北総病院	1.0556

292	財團法人聖路加國際病院	1.1097
293	國家公務員共濟組合連合会 東京共濟病院	0.9915

294	東京創立豊島病院		0.9355
295	医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院	-	1.0443

296	公立昭和病院	1.0529
297	公立大学法人 横浜市立大学附属 市民総合医療センター	1.0331

298	医療法人五星会 菊名記念病院	1.0865
299	国家公務員共済組合連合会 横須賀共済病院	1.0469
300	國家公務員共済組合連合会 平塚共済病院	1.0441
301	医療法人社団 愛心会 湘南鎌倉総合病院	1.0433
302	社会保険相模野病院	0.9405
303	昭和大学横浜市北部病院	1.0655
304	昭和大学横浜市北部病院	1.0148
305	J.A.神奈川県厚生連 伊勢原協同病院	1.0521
306	済生会新潟第二病院	1.0470
307	独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	0.9388
308	独立行政法人国立病院機構甲府病院	1.0102
309	長野市民病院	0.9510
310	独立行政法人国立病院機構長野病院	0.9928
311	総合病院 高山赤十字病院	0.9876
312	三島社会保険病院	0.9636
313	静岡赤十字病院	1.0339
314	県西部浜松医療センター	0.9825
315	社会福祉法人聖隸福祉事業団総合病院聖隸三才原病院	1.0174
316	名古屋第一赤十字病院	1.0047
317	国家公務員共済組合連合会 名城病院	0.9986
318	みなと医療生活協同組合 協立結合病院	0.9263
319	独立行政法人労働者健康福祉機構 中部労災病院	0.9997
320	医療法人大雄会 総合大雄会病院	1.1148
321	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	0.9593
322	市立伊勢総合病院	0.9747
323	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	0.9820
324	京都第一赤十字病院	0.9941
325	社会保険京都病院	0.9562



(号外第 152 号)

(2)について、入院患者であって、退院が見込まれる者をその居宅において試行的に退院させ、指定介護療養型医療施設が居宅サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的退院に係る初日及び最終日は、算定できない。また、この場合において、注7に掲げる単位を算定する場合は、算定しない。

(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（1日につき）  
（一）認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1)

- ## (二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(II)

- a 要介護 1  
b 要介護 2  
c 要介護 3

- d. 要介護4  
e. 要介護5

- 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ)を「若  
は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を」

- の認知症疾患型介護療養施設サービス費)又は認知症

○厚生労働省告示第四百十六号  
介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第五十三条第一項の規定に基づき、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百一十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年九月二十一日  
医療介護保険料金改定書へ申「介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費」を「介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費」と改め。改称の口押を捺し、改められた記入欄に捺印。この次に次のよう記入され。

(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日)  
(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1)

- (二) 嘉慶癸未年經遇劉公謙子時炳期上訴案卷之四

- a  
b  
要支援1  
要支援2

【病床介護費】也「療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費」と略記。同様のところに於て「診療所療養病床介護予防短期入所療養介護費」も並ぶ。する診療所における介護予防短期入所療養介護費」と並ぶ。

(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)  
 (一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1)

- ## (二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)

- b 要支援 2 835単位

- 「[2] や [3] は格好、回復するまでの間は、「又は認知症疾患型介護費(+)又は認知症疾患型総入所療養介護費(+)を」が「若しくは認知症疾患型介護費(+)又は認知症疾患型総入所療養介護費(+)を」

- 疾患型介護予防短期入所療養介護認定」又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護認定の認知症

- 「老人性認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費」は「老人性認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費」の略称です。

- 示教のうる事及びうる社が「基準適合診療所介護予防短期入所療養介護費」や「基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費」を充當。

- 厚生労働省告示第四百一十七号  
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成二十二年厚生省告示第二十三号）の一部を次の

よつに改正し、平成十八年七月一日から適用する。

第十六号中「口(5)」を「口(6)」、「口(5)」を「(6)」と改める。  
第一号中「口(1)」を「口(2)」、「口(1)」を「(2)」と改める。

- 改めて改める。

- 第三十九号中「イ(9)」を「イ(8)」に、「ハ(9)」を「ハ(8)」に改める。  
第五十号中「ロ(4)」を「ロ(5)」に、「リ(4)」を「リ(5)」に改める。

○厚生労働省告示第四百四十八号  
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)及び指  
定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)の規定  
に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準(平成十二年厚生省告示第二十六号)の一部を次のように  
改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎二郎  
第八号ヲ中「ス(1)から(5)まで又はル」を「ル(1)から(5)まで、ヲ又はワ」に改め、同号ヲを同号力と  
し、同号ル中「ス」を「ル」に改め、同号ルを同号ワとし、同号又(1)中「医療法施行規則」の下に  
「第五十二条の規定の適用を受ける病院を除き、同令」を加え、同号又(2)中「病院」の下に「医  
療法施行規則第五十二条の規定及び」を加え、同号スを同号ルとする。

(1) 老人性認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準  
病院に限る)である指定短期入所療養介護事業所(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける  
病院)の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」を加え、同号口(1)を同号口(2)とする。

(2) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤  
差介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認  
知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)  
が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院)の下に「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」を加え、同号口  
病院に限る)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(3) 者の数の合計数が五又はその端数を増すごとに一以上であること。  
当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)  
が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院)の下に「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」を加え、同号口  
病院に限る)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(4) 同号子中「ト(1)」を「チ(1)」に改め、同号子(2)を次のように改める。  
診療所に療養病床短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(5) 同号子中「ト(1)」を「チ(1)」に改め、同号子(2)を次のように改める。  
通所介護費等の算定方法第四号口(2)に規定する基準に該当していないこと。

(6) 同号子中「ト(1)」を「チ(1)」に改め、同号子(2)を次のように改める。  
当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)  
が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院)の下に「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」を加え、同号口  
病院に限る)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(7) 同号子中「ト(1)」を「チ(1)」に改め、同号子(2)を次のように改める。  
当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)  
が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院)の下に「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」を加え、同号口  
病院に限る)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(8) 同号子中「ト(1)」を「チ(1)」に改め、同号子(2)を次のように改める。  
当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)  
が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院)の下に「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」を加え、同号口  
病院に限る)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(9) 同号子中「ト(1)」を「チ(1)」に改め、同号子(2)を次のように改める。  
当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)  
が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院)の下に「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」を加え、同号口  
病院に限る)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(10) 同号子中「ト(1)」を「チ(1)」に改め、同号子(2)を次のように改める。  
当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)  
が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院)の下に「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」を加え、同号口  
病院に限る)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(11) 同号子中「ト(1)」を「チ(1)」に改め、同号子(2)を次のように改める。  
当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)  
が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院)の下に「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」を加え、同号口  
病院に限る)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(12) 同号子中「ト(1)」を「チ(1)」に改め、同号子(2)を次のように改める。  
当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である場合にあっては、当該認知症病  
棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤  
換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合  
計数が八又はその端数を増すごとに一以上であること。

本 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 療養病床を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院に限る)である場合に  
あっては、当該療養病床における看護職員の数(当該療養病床を有する病院である場合にあっては、当該療養病  
床の看護職員の数及び当該療養病床のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤

換算方法で、当該療養病床における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合  
計数が八又はその端数を増すごとに一以上であること。

(3) 当該療養病棟における介護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介  
護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該療養病  
棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤  
換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合  
計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(4) 通所介護費等の算定方法第四号口(2)に規定する基準に該当していないこと。  
(同号第五十二条の規定の適用を受ける場合を含む)に規定する基準に該当するものであるこ  
と。

(5) 第十三号イ中「病院療養病床短期入所療養介護費(I)」の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介  
護費(I)」を「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(V)」の認知症  
病床経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」を加え、同号口  
病床経過型短期入所療養介護費(I)」を「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(V)」の認知症疾患型短期入所  
療養介護費(I)」の下に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」を加える。

(6) 第三十九号ヘ中「ル」を「ワ」に「第十二号」を「第十三号」に改め、同号ヘを同号チとし、同号  
ホ中「又」を「ル」に「第十二号」を「第十三号」に改め、同号ホを同号ヘとする。

(7) 第三十九号ヘの次に次のように加える。  
ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基  
準

第八号ヲの規定を準用する。この場合において、同号ヲ(5)中「第四号口(2)」とあるのは、「第十  
三号イ(2)」と読み替えるものとする。

(8) 第三十九号ニ中「チ」を「リ」に改め、同号ハ中「ト」を「チ」に改め、同号ハ(2)とし、同号口中「ホ」を「ヘ」に「第十二号」を「第十三号」に改め、同号口を同  
号ハ(2)とし、同号イ中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号イの次に次のように加える。

(9) 第四十三号イ中「療養型介護療養施設サービス費(I)」の療養型介護療養施設サービス費(I)の下に  
「療養型経過型介護療養施設サービス費(I)」を加え、「又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)」  
の認知症疾患型介護療養施設サービス費(I)」を「認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)」の認知症  
疾患型介護療養施設サービス費(I)」又は「認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)」に改め、同号  
口中「療養型介護療養施設サービス費(I)」の療養型介護療養施設サービス費(I)の認知症疾患型  
介護療養施設サービス費(I)」を加え、「又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(V)」の認知症疾患型介護療  
養施設サービス費(I)」又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(I)に改める。

(10) 厚生労働省告示第四百四十九号  
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)及び指  
定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)並びに  
「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び」に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び」を「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「病院療養病床経過型短期入所療養介護費」を「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」(V)若しくは(V)の下に「認知症疾患型経過型短期入所療  
養介護費」を加える。

年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎二郎

第四号口(2)中「病院療養病床短期入所療養介護費及び」を「病院療養病床短期入所療養介護費、病  
院療養病床経過型短期入所療養介護費及び」に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び」を「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「病院療養病床経過型短期入所療養介護費」を「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」(V)若しくは(V)の下に「認知症疾患型経過型短期入所療  
養介護費」を加える。

第四号口(2)中「病院療養病床短期入所療養介護費及び」を「病院療養病床短期入所療養介護費、病  
院療養病床経過型短期入所療養介護費及び」に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び」を「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「病院療養病床経過型短期入所療養介護費」を「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」(V)若しくは(V)の下に「認知症疾患型経過型短期入所療  
養介護費」を加える。

第四号口(2)中「病院療養病床短期入所療養介護費及び」を「病院療養病床短期入所療養介護費、病  
院療養病床経過型短期入所療養介護費及び」に「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び」を「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」の下に「病院療養病床経過型短期入所療養介護費」を「認  
知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)」(V)若しくは(V)の下に「認知症疾患型経過型短期入所療  
養介護費」を加える。

第十三号イ(2)の表中「という。」第二条の下に「指定介護療養型医療施設基準附則第十八条又は第十九条の規定の適用を受ける場合を含む。以トこの表において同じ。」を、「療養型介護療養施設サービス費(四)」の下に「若しくは療養型経過型介護療養施設サービス費」を、「又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(一)、四若しくは(四)」の下に「若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費」を加える。

第十七号口(2)中「認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。」を「病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。)」並びに認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費及び認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。)に限る。」に改め、同号口(2)の表中「病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費四」の下に「若しくは病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費」を「認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1)、(IV)若しくは(IV)」の下に「若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費」を加え、同号口(3)中「ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費」の下に「(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)」を、「及びユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費」の下に「(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。)」を加える。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）の一部を次のよう改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日 厚生労働大臣 川崎 一郎

第二号口(1)、(2)及び(3)以外の部分中、「病院療養病床短期入所療養介護費又は」を「病院療養病床短期入所療養介護費又は」に改め、同号口(1)中「ユニット型

病院療養病床短期入所療養介護費」を「病院療養病床経過型短期入所療養介護費」に改め、同号口(3)中「(1)(2)中「六十四時間」とあるのは「七十二時間」と削る。  
第七号中「療養型介護療養施設サービス費又は」を「療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費又は」に改め、同号イ中「療養型介護療養施設サービス費」の下に「又は

**第九号口中**「病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又は療養型経過型介護療養施設サービス費」を加える。

○厚生労働省告示第四百二十一号  
療養介護費、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費又は「病床介護予防短期入所療養介護費」の下に「又は病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費」を加える。

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第六十八条第三項及び第八十七条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則第六十六条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成十二年厚生省告示第三十八号）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

厚生労働大臣 川崎 二郎

○厚生労働省告示第四百二十一号  
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の二第二項第二号及び第六十一条の二第二項  
第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

厚生労働大臣 川崎 二郎

厚生労働大臣 川崎二郎  
平成十八年六月三十日

表偏四中「病院療養病床短期入所療養介護費〔〕の病院療養病床短期入所療養介護費〔〕」の下に  
「病院療養病床経過型短期入所療養介護費〔〕」を、「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費〔〕」の認知症疾  
患型短期入所療養介護費〔〕」の下に、「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費〔〕」を、「療養型介護  
療養施設サービス費〔〕」の療養型介護療養施設サービス費〔〕」の下に、「療養型経過型介護療養施設サー  
ビス費〔〕」を加え、「若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費〔〕」の認知症疾患型介護療養施設  
サービス費〔〕」を、「認知症疾患型介護療養施設サービス費〔〕」の認知症疾患型介護療養施設サービス  
費〔〕」若しくは認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費〔〕」に改め、「病院療養病床介護予防短期入  
所療養介護費〔〕」の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費〔〕」の下に、「病院療養病床経過型介護  
予防短期入所療養介護費〔〕」を、「認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費〔〕」の認知症疾患型介護予  
防短期入所療養介護費〔〕」の下に、「認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費〔〕」を加える。  
表偏五中「病院療養病床短期入所療養介護費〔〕」の病院療養病床短期入所療養介護費〔〕」の下に  
「病院療養病床経過型短期入所療養介護費〔〕」を、「認知症疾患型短期入所療養介護費〔〕」の認知症疾  
患型短期入所療養介護費〔〕」の下に、「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費〔〕」を、「療養型介護  
療養施設サービス費〔〕」の療養型介護療養施設サービス費〔〕」の下に、「療養型経過型介護療養施設サー  
ビス費〔〕」を加え、「若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費〔〕」の認知症疾患型介護療養施設  
サービス費〔〕」を、「認知症疾患型介護療養施設サービス費〔〕」の認知症疾患型介護予防短期入所療養  
介護費〔〕」を、「認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費〔〕」に改め、「病院療養病床介護予防短期入  
所療養介護費〔〕」の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費〔〕」の下に、「病院療養病床経過型介護  
予防短期入所療養介護費〔〕」を、「認知症疾患型介護療養施設サービス費〔〕」の認知症疾患型介護予  
防短期入所療養介護費〔〕」の下に、「認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費〔〕」を加える。  
○厚生労働省告示第四百一十三号  
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）  
及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）  
並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介  
護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の規定に基  
づき、厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生  
省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。  
平成十八年六月三十日  
厚生労働大臣 川崎二郎  
第一号へ(2)中「(1)、(2)及び(3)」を「(1)から(4)まで」に、「(1)、(2)及び(3)」を「(1)から(4)まで」  
に、「(1)及び(2)の注9」を「(1)、(2)及び(3)の注10」に、「(1)及び(2)の注10」を「(1)、(2)及び(3)の  
注11」に、「(1)及び(2)の注6」を「(1)、(2)及び(3)の注6」に、「(1)及び(2)の注7」を「(1)、(2)  
及び(3)の注7」に、「(1)及び(2)」を「(1)、(2)及び(3)」に、「(1)及び(2)」を「(1)、(2)  
(2)及び(3)」に改める。

○厚生労働省告示第四百二十四号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）及び指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に基づき、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号イ中「指定短期入所生活介護事業所」の下に「指定短期入所療養介護事業所」を加え、同号口中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」を「及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護」に改める。

第二号イ(1)中「別表指定居宅サービス介護給付費単位数表短期入所生活介護費」を「別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費」に、「口(1)、(2)及び(3)」を「口(1)から(4)まで」に、「(2)及び(3)」を「(1)から(4)まで」に、「(1)及び(2)の注10」を「(1)、(2)及び(3)の注11」に、「(1)及び(2)の注6」を「(1)、(2)及び(3)の注6」に、「(1)及び(2)の注7」を「(1)、(2)及び(3)の注7」に、「(1)及び(2)」を「(1)、(2)及び(3)」に改める。

○農林水産省告示第九百十号（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第二百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から施行する。

平成十八年六月三十日

農林水産大臣臨時代理  
國務大臣 杉浦 正健  
表徳島県の項中「堀江農業協同組合」を削る。

○農林水産省告示第九百十一号（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第一条の規定に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する主務大臣の定める基準を次のように定める。）又は（以下「令」という。）第一条第一号の避難地帯に係る地盤に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する推進地域をいう。以下同じ。）又は

五 令第一條第六号イの緊急輸送を確保するため必要な道路

1 農道、林道又は漁港閑連道にあつては、次のいずれかにいすれかに該当するものであること。

2 高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道と次に掲げるもの

3 基幹的な農道、林道及び漁港閑連道（以下「指定拠点」という。）とを連絡するもの

4 指定拠点を相互に連絡するもの

5 指定拠点を集積拠点（以下「避難地」とい

6 救援物資の備蓄地点又は集積拠点

7 指定拠点を相互に連絡するもの

8 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条第一号イに掲げる輸送施設（道路に限る。）にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

9 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条第一号イに掲げる輸送施設（道路に限る。）にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

10 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

11 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

12 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

13 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

14 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

15 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

16 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

17 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

18 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

19 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

20 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

21 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

22 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

23 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

24 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

25 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

26 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

27 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

28 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

29 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

30 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

31 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

32 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

33 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

34 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

35 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

36 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

37 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

38 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

39 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

40 指定拠点と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港閑連道とを連絡するもの

四 輸送施設

橋及び運河にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

1 いすれかに該当するものであること。

2 いすれかに該当するものであること。

3 いすれかに該当するものであること。

4 いすれかに該当するものであること。

5 いすれかに該当するものであること。

6 いすれかに該当するものであること。

7 いすれかに該当するものであること。

8 いすれかに該当するものであること。

9 いすれかに該当するものであること。

10 いすれかに該当するものであること。

11 いすれかに該当するものであること。

12 いすれかに該当するものであること。

13 いすれかに該当するものであること。

14 いすれかに該当するものであること。

15 いすれかに該当するものであること。

16 いすれかに該当するものであること。

17 いすれかに該当するものであること。

18 いすれかに該当するものであること。

19 いすれかに該当するものであること。

20 いすれかに該当するものであること。

21 いすれかに該当するものであること。

22 いすれかに該当するものであること。

23 いすれかに該当するものであること。

24 いすれかに該当するものであること。

25 いすれかに該当するものであること。

26 いすれかに該当するものであること。

五 令第一條第八号イの津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設

津波による背後地への海水の侵入を防止する機械を有するものであること。

公益事業の用に供する電線、水管その他の物件を地下に埋設して収容できる施設であること。

前号口の基準に適合する道路、次号イの基準に適合する外郭施設若しくは係留施設又は同号口(1)の基準に適合する橋若しくは運河に隣接するものであること。

令第一條第九号口の保安施設事業に係る施設で、避難路若しくは緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家及びこれらの周辺の地域に係る保安林（これに準すべき森林を含む。）は保安施設地区（これに準すべき森林又は原野その他の土地を含む。）の区域のうち大規模な地震の発生により土地の崩壊又は津波による被害が生ずるおそれがある区域において施工する保安施設事業に係る施設であること。